

カテゴリー

メンタルヘルス

VOL.3 (2011.8.15)

メンタルプラス

News

グローバル化が加速する中、海外赴任者のメンタルヘルス対策が求められています。

海外赴任者のメンタルヘルスが深刻化

■ Question 海外駐在員にも安全配慮義務は適用されますか？**■ Answer** 適用されます。**【判例 2008年5月22日 東京高裁／S社従業員過労死事件】**

海外出張が連続し、くも膜下出血を発症して死亡したケースにおいて海外出張業務の質的過重性を認めた判例。

労働時間だけでなく、海外は国内以上のストレス負荷がかかるため海外出張業務では、国内以上に健康管理体制が必要との見解が示されました。

海外赴任者のメンタルヘルス問題が深刻化しています。ビジネス、生活習慣の違い、言葉の問題、現地労働者との対人関係等が大きなストレス要因となり、メンタル不調者が後を絶ちません。海外は、精神医療過疎地のため、国内以上にメンタルリスクの想定が必要となります。安全配慮義務の使用者責任として、様々な海外リスクを予見し、メンタルトラブルの結果回避につながる取り組みが求められています。

メンタルプラス ソリューション

メンタルプラスは、メンタルヘルスに関わる問題を一次予防から三次予防まで総合的に支援してまいります。

メンタルヘルス専門家を海外事業所に派遣します。

- 国内水準価格で海外のメンタルヘルス支援をいたします。
- 研修、カウンセリング等、支援メニューを選択できます。

効果

1. 海外赴任者のメンタルヘルス予防
2. 法的リスクの回避
3. 海外事業所のストレス因子を特定



お問合せ

メンタルプラス株式会社 | 事業内容：メンタルヘルス・キャリア支援
【本社】〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-10-2-303
TEL：045-507-2764 / MOBILE：090-2751-0206
【東京営業所】〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-3 ソフィア御茶ノ水6 F
Email：wada@mentalplus.co.jp/URL：http://www.mentalplus.co.jp